



更生保護女性会武石会長

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加 「裁判員制度」がはじまります

大分地方裁判所日田支部の有村氏を招いて、平成二十一年から実施される「裁判員制度」についての説明をしていただきました。

「この制度の導入により、私たちが直接裁判に関わるようになる可能性があります。今日

五月二十二日更生保護女性会とコミュニティ教育文化部会の共催による「裁判員制度研修会」が開催されました。

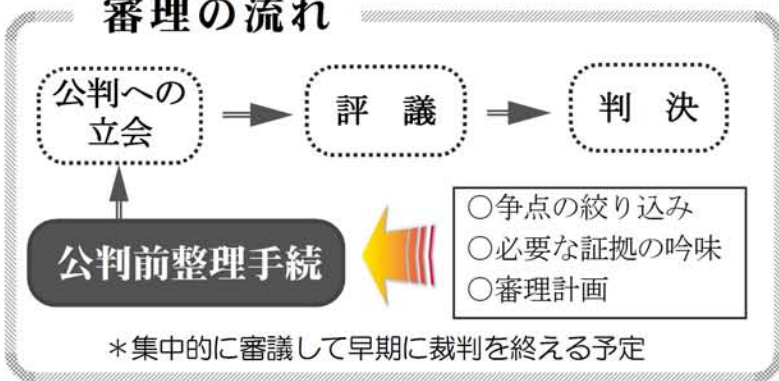
「裁判員制度」研修会を開催



はしっかりと勉強しましょう」と更生保護女性会の武石宮子会長が挨拶、説明会には三十名以上の方の出席がありました。

人が人を裁くことは責任が重く難しいことですが、出来るだけ多くの方に制度を理解していただくため、このような勉強会を重ねていきたいと思えます。

審理の流れ



候補者として選ばれるのは、大分県の場合年間およそ二五〇〇人程度となる見込みで、四〇〇人に一人の割合で選ばれることになりそうです。

裁判員に選ばれるまで(1)

①裁判員候補者名簿を作ります。



選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

②事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中から更に抽選でその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた方には、裁判所にお出でいただく日時等をお知らせします。

裁判員に選ばれるまで(2)

③裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続きが行われます。

裁判長から、被告人や被害者と関係がないかどうか、不公平な裁判をする恐れがないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。検察官や弁護人は、その質問の結果などをもとに裁判員候補者から除外されるべき人を指名することができます。

裁判員に選ばれるまで(3)

④裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。

